

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 豊田市田代町八丁目10番地の1

氏名 有限会社 栄鋼商事  
代表取締役 落合 紀治 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

豊田市長 太田 稔 彦



許可の年月日 令和 4年 9月12日

許可の有効年月日 令和 9年 7月14日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

(1) 事業の区分

中間処分（圧縮、切断）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

以上 2品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

イ 切断

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 3品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

豊田市田代町八丁目2番

イ 設置年月日

平成22年11月20日

豊栄化学株式会社より掲載

ウ 処理能力

金属くず（自動車等破砕物を除く。） 79.2t/日（9.9t/時間）

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）  
40.32t/日（5.04t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(2) 切断施設

ア 設置場所

豊田市田代町五丁目97番1

イ 設置年月日

平成28年12月10日

ウ 処理能力

金属くず（自動車等破砕物を除く。） 70.246t/日（8.78t/時間）

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）  
6.336t/日（0.792t/時間）

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

49.44t/日（6.18t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年 7月15日 新規許可

平成19年10月 1日 更新許可

平成24年 9月27日 更新許可

平成29年 7月15日 更新許可

令和 4年 9月12日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

存 ・ 無